平成２４年（フ）第１５０号
愛知県春日井市白山町６丁目19番地９
破産者　風巻　捷三
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７０１号
愛知県東海市大田町天神下87番地の８
破産者　那須　茂敬
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７４３号
名古屋市港区品川町２丁目44番地　レジデンス品川１－Ａ号
破産者　東坊　　修
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２６号
仙台市太白区金剛沢１丁目７番10号　メゾンドビュー202、前住所大阪市城東区成育２丁目13番11号
破産者　清原　道也
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５５号
大阪府豊中市浜１丁目10番45号
破産者　前川　弘子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２２号
大阪市住吉区苅田７丁目11番10―706号、開始決定時の住所大阪市住吉区南住吉４丁目15番11―902号
破産者　有馬　雅彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６８号
神戸市東灘区住吉東町２丁目３番20―712号
破産者　長田　正三
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７３号
大阪府東大阪市上六万寺町１番27号、前住所大阪府東大阪市上六万寺町２番10号
破産者　荒木設備工業こと　荒木　　保
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７０号
大阪府東大阪市菱江２丁目２番30号　メゾンカズⅡ101号
破産者　中野　直子（旧姓馬場・岡山）
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２９号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘６番15号
破産者　前田　博章
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０号
神戸市東灘区森北町５丁目２番25号　302号、前住所神戸市灘区楠丘町４丁目２番８―302号
破産者　藍木　　秀
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４５号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５万葉ハイツ東加古川808号、開始決定時の住所兵庫県加古川市野口町坂井118番地の２
破産者　住本　隆敏
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７６号
兵庫県姫路市香寺町犬飼416番地
破産者　山本　直文
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６３０号
北九州市小倉北区片野４丁目14番23―606号
破産者　小川　知里
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５９号
金沢市松村６丁目153番地１、従前の住所金沢市示野町イ14番地
破産者　ワカバヤシオート販売こと　若林　昭男
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７７号
石川県野々市市住吉町３番20号、住民票上の住所石川県白山市青葉台２丁目138番地
破産者　赤池　由枝
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８１号
滋賀県野洲市野洲408番地２　パイオニアハイツＢ棟202号、開始決定時の住所滋賀県野洲市冨波乙817番地10
破産者　柳川　利弘
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部